

平成29年 月 日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市行財政改革推進委員会
会長 川邊 淳子

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針の改訂について（答申）

平成29年8月30日付け旭財第35号にて諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申いたします。

1 答申に当たって

『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針』は、行政サービスを利用し利益を受ける方に、その利益に見合った応分の負担を求めることで、利益を受けない方との負担の公平性を確保することを目的として平成17年2月に策定されたところであるが、12年が経過していることから、今の時代にふさわしい内容となるように見直された同指針の改訂案について諮問を受けた。

本委員会においては、「コスト算定の明確化及びコスト負担割合の明確化」、「減免取扱の適正化」、「定期的な見直し」の3つの柱に係る考え方等について担当部局から説明を受け、定期的な見直しによる最新コストの反映や施設の老朽化への対応の必要性等を踏まえながら議論し、意見の集約を行ったものである。

本市の厳しい財政状況や市有施設の更新の必要性等を踏まえ、今回の意見を参考としながら同指針の改訂を行い、受益と負担の適正化の取組を推進することを強く希望する。

2 意見

『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』（案）の内容については概ね妥当である。

ただし、次の意見を付すものとする。

- (1) 市有施設の老朽化への対応が大きな課題となっている中であって、施設の適切な維持管理や更新を行っていくためには、施設使用料のコスト算定における減価償却の考え方は重要であることから、引き続き検討すること。

また、本市の財政状況をはじめ施設の老朽化の状況等の説明に当たっては、市民にとって分かりやすい内容となるよう工夫しながら情報発信に努めること。

3 審議の経過

平成29年7月19日

『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』（素案）について

平成29年8月30日

『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』（案）について（諮問）

平成29年9月13日

『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）』（案）に係る答申案について

旭川市行財政改革推進委員会名簿

(敬称略, 五十音順)

秋 山 円 学生自主組織 はしっくす

浅 沼 大 樹 旭川大学 准教授

梅 津 雄 一 公募委員

会 長 川 邊 淳 子 北海道教育大学旭川校 教授

篠 原 泰 則 公募委員

増 田 寛 司 税理士